

潟上市立天王南中学校 部活動運営方針

令和6年4月1日改正

※ _____ 下線部が今年度改正した点です。

I 天南中における部活動の意義

- 1 「自立（自分で考え、判断する力）」や「自修（自分の弱い心に克つ力）」の精神が育ちます。
- 2 協調性や責任感、連帯感などが育ち、努力による達成感も実感できます。
- 3 異年齢交流や他校の生徒との交流等により、コミュニケーション能力が高まります。

II 適切な休養日等の設定

1 休養日・活動時間の基準

成長期にある生徒が、部活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、「運動部活動運営・指導の手引」（平成30年8月秋田県教委）に基づき、以下の基準を定める。

(1) 休養日の設定

- ① 週当たり2日以上 of 休養日を設ける。（通年）
- ② 平日は、原則として水曜日を休養日とする。
- ③ 休日は、第1、第3日曜日（家庭の日）及び第5日曜日、その他の週は土、日のいずれか1日を休養日とする。
- ④ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。ただし、まとまった休養日を計画的に設定し、多様な活動に触れる機会を保障する。

(2) 活動時間と休止日

- ① 平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

《例外》 ○中体連が主催する大会に参加する場合

○季節限定種目（スキー・スケート）のシーズン中の練習及び大会

○各地教委主催やそれに準ずる招待大会などに参加する場合

- ② 練習時間の詳細については、以下のとおりとする。

通常	A日課	B日課
練習開始	16:00	15:15
前半	16:00～17:00	15:15～16:15
後半	17:00～18:00	16:15～17:15
完全下校	18:20	17:40

- ③ 中総体前の強化期間や上位大会への出場などにより強化練習を要する場合は、事情を勘案し、校長が部活動の練習時間等を最終判断する。

(3) テスト前の休止日

- ① 原則として、定期テストの4日前から部活動を休止する。またテスト当日も休止とする。
- ② 定期テストと中体連や吹奏楽連盟主催の大会、コンクール等の日程が重なった場合は、実情を勘案し、校長が適切に部活動の活動時間や休止日を判断する。
- ③ 定期テスト期間の部活動休止日に、部活動単位で1時間程度の自修日（自学をしたり、部員同志で学び合ったりする機会）を設定する。

2 大会、コンクール等の参加（校外活動含む）

教育上の意義、生徒や指導者の負担等を勘案し、精査した上で参加する。

- (1) 参加する場合は早期に参加要項を作成し、部員及び保護者、職員への周知を図る。
- (2) 中体連主催大会や主要コンクールにおいて宿泊する必要がある場合は、健康・安全に配慮した無理のない計画を立てる。
- (3) 宿泊を要する諸大会やコンクール等に参加したい場合は、校長の許可を得た上で保護者会と協議し、参加の可否を最終決定する。なお、年度内において2回以内とする。

3 活動計画

指導者は適切な活動日数や活動時間を計画的に設定し、生徒や保護者が活動の見通しをもちながら活動できるようにする。

毎月の活動計画表を作成し、翌月に入る前までに保護者や部員に配付する。

計画表を部活動黒板横に掲示し、全部員や職員にも周知する。

※休養日等の設定に当たっては「運動部活動の在り方に関する在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁）と「運動部活動運営・指導の手引き」（平成30年8月県教委）を踏まえています。

Ⅲ 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

1 適切な指導

- (1) 指導者は、適切な活動内容や活動時間、休養の必要性への理解を深め、心身の健全な成長が実現できるような指導に当たる。
- (2) 指導者は、部員とコミュニケーションを十分に図り、個々の目標を達成できるように練習方法や活動内容を工夫し、効果的・効率的な指導を行う。
- (3) 個々の部員の実態について十分理解し、能力、体力に合った活動を行わせるとともに心身の状態に関する正しい見識を得た上で指導に当たる。
- (4) 指導者は、当該部活動以外の担当者とも連携を図り、活動時や下校時等の安全指導を行う。

2 自主的、自発的な活動の推進

- (1) 指導者は、活動の目的や内容などを部員及び保護者に具体的に説明し、部員が自主的自発的に活動できるように努める。
- (2) 指導者は、部員同士で部活動の目標や練習内容、練習への取り組み方などについて話し合うことを通して、目標達成や課題解決のために必要な取組を考える力や、行動力、協働性を育成できるような指導を重ねる。
 - 各部の代表生徒による「部活動主将・部長会」を定期的実施し、実践事項や改善点を明らかにして学校生活の意識の向上を図る。
 - 生徒会専門委員会が開かれる日は、開始から1時間までは生徒会活動を優先できる

3 指導者の資質向上

- (1) 指導者は、協調性や責任感、規範意識などについても適切な指導を行う。
- (2) 指導者は、講習会等へ積極的に参加し、指導者同士が指導資料を共有するなどして、指導力の向上に努める。
 - 部活動担当者会を偶数月に実施し、指導の在り方等について情報交換や協議を行う。

4 生徒のニーズを踏まえた環境整備

競技力や技能の向上、体力づくり、レクリエーションなどの、多様な生徒のニーズにできるだけ対応できるよう、活動環境の整備に努める。

- (1) 部活動の意義を実現するために、既存の部活動の維持と充実を優先する。

運動部	男女：野球、ラグビー、サッカー、陸上競技、柔道、剣道 女子：バスケットボール、バレーボール、ソフトテニス
文化部	吹奏楽、美術、科学

- (2) 入部・転部・退部について

- ① 入部は希望制とし、入部できる部活動は一つまでとする。
- ② 部活担当者が発表になった後、早いうちに担当者と2・3年部員とのミーティングを行う。その際、「部活動の約束」を読み合わせ、各部の目標を確認する。
- ③ 1年生は、部活動説明会以降から見学を開始し、見学・体験期間を経て、「入部届」を提出し、担当者が受理した時点で練習への参加が可能となる。
- ④ 1 1年生は、4月中、1時間程度の参加を原則とするが、「入部届」を提出後は、その限りではない。
- ⑤ 1年生の「入部届」を受付終了した時点で、1年生を交えたミーティングを行う。
- ⑥ 事情により、どうしても退部・転部しなければならない場合は、現在の部活動担当者や学級担任、新しく入部したい部活動担当者、保護者らと話し合い、結論を出す。
- ⑦ 途中入部や退部をする場合は、学級担任を通して所定の用紙を担当者に提出する。

(3) 既存の部活動以外の活動を希望する生徒がいた場合は、次のように対応する。

- ① 中学校体育連盟（中体連）等に属さない活動の場合は、学校として、その活動を把握した上で大会の結果等を全校生徒に周知し、生徒の自己肯定感の向上などに努める。
- ② 中学校体育連盟（中体連）に属する大会の場合は、職員が可能な範囲で引率する。
(学校行事等により、職員が引率できないために、希望する全ての大会に出場できない場合もある)

IV 適切な運営のための体制整備

1 運動部活動の運営について話し合う機会の設定

運動部活動の適切な実施のため、部活動の取組を振り返り、状況に応じて改善していくために、校長が必要と判断した場合には、教職員、保護者、外部指導者、地域のスポーツ関係者、医療関係者等を加えて対策などについて協議する。

2 複数顧問制の推進

複数顧問制は、指導者それぞれの負担を軽減するだけでなく、部員や保護者からの相談への対応や救急時の対応等、一人では困難な状況を、カバーし合うことが可能となるなど、生徒指導の観点からも有効である。したがって、当該年度における学校の実情に応じて積極的に推進する。

3 練習場所と活動上の留意事項

各施設の安全を確認した上で使用し、整理・整頓や美化に努める。指導者は活動後に使用場所の施錠等の管理を確実に行う。

(1) 練習場所

- | | |
|---------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 野 球：本校球場 | <input type="checkbox"/> バスケットボール(女)：体育館 |
| <input type="checkbox"/> 柔 道：柔道場 | <input type="checkbox"/> ソフトテニス(女)：テニスコート |
| <input type="checkbox"/> 剣 道：剣道場 | <input type="checkbox"/> バレーボール(女)：体育館 |
| <input type="checkbox"/> 陸上競技：グラウンド | <input type="checkbox"/> 吹奏楽：音楽室 |
| <input type="checkbox"/> サッカー：サッカー場 | <input type="checkbox"/> 美 術：美術室 |
| <input type="checkbox"/> ラグビー：長沼ラグビー場 | <input type="checkbox"/> 科学：理科室 |

(2) 活動上の留意事項

- ① 主将や部長は部員の下校を見届ける。外で活動する部活動は生徒玄関に戻らなくてもよいように終わり方を工夫する。
- ② 外で活動する部のトイレ使用は、野球部以外は体育館トイレ、野球部は校舎一階のトイレを使用する。運動部員は2階のトイレは使用しない。
- ③ 冬期間、外で活動できない部が出てくるので、体育館、アリーナ、ホール、廊下等をローテーションで割り当てて活動する。合同練習も必要に応じて行う。
- ④ 雨天時、外の部活動が屋内で活動できるように練習会場のローテーションを組む。
- ⑤ 練習後は、感染予防のためにも次のような行動をせずにただちに下校する。
 他の部の友人を待っていること 立ち止まっておしゃべりしていること
 店舗に立ち寄り買い食い等を行うこと 自転車置き場にたむろすること

- ⑥ 生徒だけで活動しなければならない状況の時は、監督・顧問と事前に練習メニューを相談し、安全を最優先して活動に取り組む。
- ⑦ 卒業式以前に進路が確定した3年生が、部活動への参加を希望する場合は、3年部と部活動担当者が協議した上で、校長へ練習参加を打診し、校長の許可があれば参加が認められる場合もある。

V 運動部活動の事故防止

1 事故防止のマネジメント

(1) 安全管理・指導体制

- ① 部活動を安全に行えるよう、職員等による安全管理体制を構築する。
- ② 生徒自身が、日頃から自分の健康管理について関心や意識をもてるよう指導するとともに適切な休養と栄養・水分の補給に留意させる。

(2) 施設・設備・用具等の安全管理

- ① 施設、設備、器具、用具の定期点検を日頃の活動の一部として習慣づける。
- ② 設備等の使用については、正しい手順に従って行い、事故がないよう注意する。

(3) 環境条件に応じた配慮

- ① 気温、室温等に応じ、十分な水分の補給や休憩時間を確保し、活動における部員の体調の変化に留意する。
- ② 気象庁が、「高温注意情報」を発表した時間帯は、屋外での活動を原則として行わない。練習実施の判断をする際には、熱中症を未然に防止するために、「環境省熱中症予防情報サイト」等の指標を有効に活用する。

(4) 健康状態の把握

活動の前に部員の健康観察を適切に行い、体調不良の部員には適切に対応する。

2 生徒の移動に係る安全対策

徒歩、自転車等あらゆる交通手段において交通ルールを遵守し、不審者対策等も含めた行き帰りの安全確保に努める。なお自家用車等による生徒の移動の際には次の事項に留意する。

- (1) 運転者の健康状態に十分留意するとともに、過度なスケジュールや走行距離にならないよう配慮し、安全運転を心掛けること。
- (2) 使用車両は、法定の検査及び点検、並びに日常の整備点検を確実に実施し、任意の自動車保険（対人・対物・搭乗者等）に加入すること。
- (3) 乗車の際は、シートベルトを確実に着用させること。
- (4) 一日の移動距離はおおむね300kmまでとし、運転時間の合計は5時間までとすること。

Ⅵ 外部指導者及び部活動指導員の活用

1 運営方針の共通理解と研修について

- (1) 外部指導者及び部活動指導員の活用にあたっては、「学校の部活動運営方針」等を事前に十分に説明し、部活動が学校教育の一環として行われる活動であることを十分に理解してもらう。
- (2) 体罰やハラスメントの根絶、サービスの遵守など、部活動の運営・指導に関する留意事項についても理解してもらうなど、学校教育に携わる者としての意識を高めてもらう。
- (3) 外部指導者及び部活動指導員の活用の手順については次のとおりとする。
 - ① 担当者は、保護者会、部員の意見等を集約し、部としての総意をまとめる。
 - ② 担当者は、教頭及び部活動総括に外部指導者及び部活動指導員の活用の意向を伝える。
 - ③ 担当者又は保護者会が、外部指導者及び部活動指導員に依頼し、内諾を得る。
 - ④ 担当者は、申請書を作成し、教頭及び部活動総括担当者に提出する。
 - ⑤ 校長は、外部指導者及び部活動指導員の適性を審議した上で許可を決定し、校長が任命する。

Ⅶ 体罰・不祥事等の防止

1 体罰・ハラスメントの防止

- (1) 文部科学省が、平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメント根絶を徹底する。
- (2) 技術力・身体的能力、または精神力の向上を図るために、肉体的、精神的負荷を伴う指導が行われる場面もあるが、これらは心身の健全な発達を促すとともに、活動を通じて達成感や仲間との連帯感を育むものでなければならない。
- (3) (2)の資質能力の育成に向けて、学校、部活動顧問、生徒、保護者の相互理解の下、年齢、技能の習熟度や健康状態、場所的・時間的環境等を総合的に考えて指導に当たる。

2 その他

- (1) 部活動の運営等に係る経費については、適切な運用と明朗な会計を行う。
- (2) 直接的な金銭のやり取りがなくても、指導者の立場を利用して、便宜供与や物品を受領すること、もしくは提供することはあってはならない。

本方針は令和6年4月1日から適用する。